

番号	要項	質疑		回答
		区分	内容	
1	(本地区の状況) P 5：ウ 地区別の土地利用現況	都市計画等	「近郊緑地保全地区」とP 8の「近郊緑地保全区域」は違う規制を示しているのでしょうか。	当該緑地は、「特別緑地保全地区」及び「首都圏近郊緑地保全区域」に指定されています。
2	(本地区の状況) P 6：オ 道路状況	幹線道路	各道路の検討主体をご教示ください。	区域内の幹線道路については、土地区画整理組合もしくは準備組合が各道路管理者と調整・協議をしながら事業計画を作成する必要があります。
3			「まちづくり」とは今回の事業化検討パートナーで行う検討を指すのでしょうか。	事業化検討パートナーの業務には、本ページで示す「まちづくり」は含まれていません。
4			国道１６号の「横浜方面」は、まちづくりの検討区域外との認識でよいでしょうか。	お見込のとおりです。
5	(土地利用構想) P 8：ア 土地利用の方針	交通環境	「更なる交通負荷」に関する具体的な指標をご教示ください。	土地利用構想はまちづくりのビジョンを示したものであり、具体的な内容を定めたものではありませんが、国道１６号の鶴野森交差点周辺の幹線道路は慢性的な渋滞が発生していることから、土地利用計画の検討に際しては渋滞を悪化させないように配慮することとしたものです。
6			「交通環境との調和」とは具体的に何を指すのでしょうか。	土地利用構想はまちづくりのビジョンを示したものであり、具体的な内容を定めたものではありませんが、国道１６号の多大な交通量と、沿道後背地の住環境に配慮した土地利用計画を検討することとしたものです。
7		沿道利用	「沿道サービス施設」とは具体的に何を指すのでしょうか。	土地利用構想はまちづくりのビジョンを示したものであり、具体的な内容を定めたものではありませんが、主に中低層の商業施設や飲食施設などを想定しています。
8		教育環境	「教育環境」とは具体的に何を指すのでしょうか。	土地利用構想はまちづくりのビジョンを示したものであり、具体的な内容を定めたものではありませんが、地区内には小学校が立地していることから、歩車の錯綜の解消などの通学路の安全性確保等を想定しております。
9	(事業化検討パートナーの業務内容) P 11：（１）業務内容	業務内容	土地利用計画や事業計画（素案）等の検討主体は協議会であり、事業化検討パートナーはそれに対する助言や提案を行うとの認識でよいでしょうか。	お見込のとおりです。
10			「協議会が開催する個別相談」及び「等」とは何を指すのでしょうか。 また、事業化検討パートナーは、各会議への出席以外に出席に伴って発生する業務はないとの認識でよいでしょうか。	個別相談とは、個々の地権者を対象に、将来の土地利用に関する意見交換などを行う場を想定しており、「等」については、必要に応じて事業化検討パートナーと協議の上で決定する予定です。 なお、各会議への出席以外に追加の業務が発生する場合には、その内容について協議会と事前に協議するものとします。
11	(事業化検討パートナーの業務内容) P 11：（２）業務期間	業務期間	業務期間は「B地区・C地区・D地区の全てで準備組合の設立まで」または「本地区内に含まれる一部の地区で準備組合の設立まで」のどちらでしょうか。 また、覚書の締結に際しては、業務期間を柔軟に設定することは可能でしょうか。	業務期間は、協議会が土地区画整理事業の施行を検討している地区において、土地区画整理準備組合が設立するまでと考えておりますが、事業化検討パートナー候補者決定後の覚書締結に向けた調整の中で、業務期間について設定するものとします。
12	(事業化検討パートナーの業務内容) P 11：（３）業務に係る費用	費用負担	現時点で事業化検討パートナーが測量や土地調査、調査設計などを実施することは想定していないとの認識でよいでしょうか。 また、仮に協議会が上記の測量等を実施することとなった場合、事業化検討パートナーは費用負担をしないことでよいでしょうか。	お見込のとおりです。
13	(事業化検討パートナーの業務内容) P 17：（６）応募等の手続き	参加辞退	参加申込後の辞退に際して、実費やペナルティは発生しないとの認識でよいでしょうか。	お見込のとおりです。